

出来事（2016年5月）

1. 新規の食品添加物の指定

5月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

進捗状況も、4月と殆ど同様です。（厚生労働省からの資料提出待ちのようです。）

2. 遺伝子組換えDNA技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（23品目）

ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（72品目）

L-ヒスチジン（HIS-No.2株、味の素）（高度精製品）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（1品目）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

また、遺伝子組換え技術を用いて生産し、その後高度に精製された食品添加物の制度緩和については、4月28日の薬食審・新開発食品調査部会です承されました。

3. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている品目を消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。（3月31日届出まで）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
145品目	162品目	3品目	310品目	6品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

撤回された品目（5月27日現在までに公表）

届出番号	商品名	届出者	機能性関与成分名
A11	「アミール」WATER	カルピス株式会社	「ラクトトリペプチド」(VPP、IPP)
A18	ビルベリー	森下仁丹株式会社	ビルベリー由来アントシアニン
A25	「アミール」WATER300	カルピス株式会社	「ラクトトリペプチド」(VPP、IPP)
A89	北の国から届いたブルーベリー	八幡物産株式会社	ビルベリー由来アントシアニン
A178	コーヨーキトサン®	甲陽ケミカル株式会社	キトサン
A217	チアフル酵母	株式会社インマイライフ	S-アデノシルメチオニン

4. 固有記号データベース

消費者庁の固有記号データベースが稼働し検索可能な状態になっています。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/

登録件数は極めて少なく、「様子見」になっているのではないかと危惧します。

5. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

①福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されています。(5月18日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

②5月6日、福島県只見町で産出されたコシアブラ(野生のものに限る。)の出荷制限が指示されました。

6. 酒類の安売りの防止

5月26日、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案」が参議院で可決され成立しました。財務省が示す「公正な取引の基準」に従わない業者の免許取消し、酒類小売り業者が店舗ごとにおく販売管理者の研修の義務(罰則あり)などが定められました。公布の日から1年以内に施行されます。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DBF99E.htm

7. 加工食品の原料原産地表示

消費者庁で、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が立ち上げられ、制度改正の検討が始まりました。既に、3月31日、与党の自民党は、全ての加工食品を原料原産地表示の対象とする方針を決めています。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakousyokuhin_kentoukai.html

8. クレブテロール投与豚肉によるドーピングの警告

5月3日、米国フットボール(NFL)選手に、中国産とメキシコ産の豚肉を大量に食べないように警告があったとのことです。禁止薬物クレブテロールによるドーピングの懸念です。(実際に、ヨーロッパの選手がドーピング検査で引っかかったことがあります。)

<http://www.promedmail.org/post/4202994>

9. CODEX食品表示部会(CCFL)

5月9日~13日、オタワで第43回CCFLが開催されました。

CODEXと異なる表示制度の日本からcommentsが出されていない、特に、期限表示のうち「賞味期限」が安全性の問題で、製造日(包装日)を表示すべきとの意見に、対応できていないのではないかと、懸念するところです。(消費者側は出席していないと思う。)

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings-reports/detail/en/?meeting=CCFL&session=43>

10. 米国 FDA がメニュー表示の最終ガイドライン

米国 FDA は、4月29日、業界のための最終的な指針を公表しました。レストラン以外で作った食品を販売するレストランや小売店のための「表示ガイド-パート II (21 CFR101.11 に従ったメニューラベル表示要件) です。案は2015年9月16日に官報に発表されました。告示1年後に執行されるとのことです。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm498356.htm>

11. 日本のラボは信頼できる (IAEA)

国際原子力機関 (IAEA) は、5月13日、モナコ、アイルランド、ニュージーランドで検査した値と日本の5つのラボの結果は統計学的に有意の差はなかったと報じたとのことです。2014年~15年の分析結果の比較に基づくものです。日本の5つの機関の名称が記載されています。
https://www.iaea.org/sites/default/files/16/05/intercomparisons_report_2014_2015_14april_2016.pdf

12. 食品中のクロロプロパノールとグリシドール及びそれらの脂肪酸エステルリスク

EFSA は、食品中のクロロプロパノールとグリシドール及びそれらの脂肪酸エステルリスクを評価しました。摂取する食品の異なる日本人についても、詳細な実態調査が必要だと思います。

http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4426.pdf

13. ポリデキストロースと排便

EFSA は、健康強調表示を評価し、因果関係は立証されなかったと結論しました。

http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4480.pdf

一方、日本では、「便秘を呈する血液透析患者を対象とした食物繊維(ポリデキストロース)含有ミニゼリーの効果-ランダム化並行群間比較試験」が UMIN に登録され、試験の結果中に、「PD 群において週あたりの排便回数が摂取前 3 回/週に比較して摂取 1 週から 4 週で 7.0 回、5.0 回 8.0 回、8.5 回と有意に増加した。摂取終了後も 7.3 回と有意に増加が継続した。」とあります。

<https://upload.umin.ac.jp/cgi-open-bin/ctr/ctr.cgi?function=brows&action=brows&type=summary&recptno=R000013326&language=J>

13. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社神光商事が中国から輸入した「生鮮さといも」のモニタリング検査で、クロルピリホス 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*有機リン系殺虫剤、さといもの残留基準は、0.01ppm
- ・日鉄住金物産株式会社がアイルランドから輸入した「冷凍牛肉内臓：加工用未調整品（牛舌）」の行政検査で、衛生証明書の不添付による食衛法第 9 条 2 項規定違反により、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2016 年 5 月 28 日)